

# 単 価 契 約 書 (案)

令和 7 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県知事 吉村 美栄子

受注者

令和 7 年国勢調査調査票等の審査に係る労働者派遣業務について、山形県知事吉村 美栄子 を派遣先とし、（受注者）を派遣元として、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号、以下「労働者派遣法」という）に基づき、下記及び別紙契約条項により、労働者派遣契約を締結する。

なお、本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

記

|           |                                                                                                                  |   |                               |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------|
| 件 名       | 令和 7 年国勢調査調査票等の審査に係る労働者派遣業務                                                                                      |   |                               |
| 従事業務の内容   | 契約条項記載のとおり                                                                                                       |   |                               |
| 契 約 単 価   | 派遣労働者 1 名の<br>15 分当りの単価                                                                                          | ¥ | (うち消費税の額及び<br>地方特別消費税の額<br>円) |
| 契 約 期 間   | 契約の日から令和 8 年 2 月 2 日まで                                                                                           |   |                               |
| 契 約 保 証 金 | 契約金額に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |   |                               |
| 就 業 場 所   | 山形県職員育成センター内（山形市松波 3 - 7 - 1）                                                                                    |   |                               |
| 摘 要       |                                                                                                                  |   |                               |

# 契 約 条 項 （案）

（総則）

第 1 条 山形県知事又はその委任を受けた者（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、令和 7 年国勢調査調査票等の審査に係る労働者の派遣及び受け入れにあたり、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）並びにその他関係法令を遵守し、信義をもって誠実にこの契約を履行する。

（派遣期間、場所及び人員）

第 2 条 受注者は、令和 7 年国勢調査調査票等の審査に係る審査補助員として従事させる労働者（以下「派遣労働者」という。）について、派遣労働者を次のとおり派遣する。

ただし、令和 7 年 11 月 26 日（水）は事前研修を行うため、代替労働者も含めた派遣人数（最大 42 人）とする。

| 派 遣 期 間                                                                                                                                             | 派 遣 場 所                       | 派遣人員 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|
| 令和 7 年 11 月 26 日（水）から<br>令和 8 年 2 月 2 日（月）まで<br>（上記期間のうち、派遣日数<br>43 日（日曜日、土曜日、国民<br>の祝日に関する法律に規定す<br>る休日及び 12 月 29 日から翌<br>年の 1 月 3 日までの日を除<br>く。）） | 山形県職員育成センター内<br>（山形市松波 3－7－1） | 27 人 |

（派遣労働者の作業時間）

第 3 条 派遣労働者の 1 日の作業時間は、午前 8 時 45 分から午後 4 時 45 分までのうち 7 時間とする。休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、作業状況により時間が前後する場合がある。

2 発注者は、第 1 項に規定する就業時間以外に時間外労働を派遣労働者に命じることがある。ただし、受注者と派遣労働者との間で有効な労働基準法第 36 条に基づく協定の時間を越えて時間外労働を命じることができない。

（派遣労働者が従事する業務の内容）

第 4 条 発注者は、派遣労働者に対し、別添仕様書に記載の業務に従事させる。

2 受注者は、派遣労働者に対し、予め業務内容を説明し承諾を得るとともに、発注者の業務を十分遂行可能な労働者を選任しなければならない。

3 発注者は、派遣労働者に対し、業務内容について十分な説明を行わなければならない。

(派遣に関する責任者)

第5条 発注者及び受注者は、労働者派遣法第36条及び第41条の規定に基づき、自己の雇用する職員の中から責任者を選任のうえ、派遣開始日までに様式第1号により互いに通知する。

(派遣労働者の名簿等)

第6条 受注者は、派遣を予定している労働者について、受注者の任意の様式により、労働者派遣法第35条に規定する事項、性別及び人数を派遣開始日の1週間前までに発注者に通知する。

(苦情の処理)

第7条 発注者及び受注者は、派遣労働者から本契約に基づく業務に関連した苦情の申出を受ける者を選任し、様式第1号により、互いに通知する。

2 発注者及び受注者は、前項記載の者が派遣労働者から苦情の申出を受けた場合は、様式第2号によりただちに派遣元責任者または派遣先責任者へ連絡することとする。

3 派遣元責任者及び派遣先責任者は協議のうえ、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については文書により派遣労働者に通知することとする。

4 発注者及び受注者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理可能な苦情については、口頭により派遣労働者に通知することができる。この場合、派遣元責任者及び派遣先責任者の協議も不要とする。

(派遣労働者の欠勤に係る補填)

第8条 欠勤に伴う業務の遅延については、業務を遂行するため、代替労働者の派遣を含めた代替案を発注者及び受注者で別途協議する。

(派遣労働者の交代要請)

第9条 発注者は、派遣労働者が業務遂行に当って、業務上の指示又は服務規程に従わない場合、もしくは業務処理能力が著しく低いため労働者派遣の目的を達しない場合は、受注者に対して様式第3号により派遣労働者の交代を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合、遅滞なく検討を行い、その結果を様式第4号により通知する。

3 受注者は、派遣労働者の交代が必要と認めた場合は、第8条に準じ、代替労働者を派遣する。

(業務に関する情報の保護)

第10条 受注者及び派遣労働者は、業務により知り得た発注者の情報を守秘する義務（以下「守秘義務」という）を負い、受注者はこれを派遣労働者に遵守させる義務を負う。

- 2 受注者は、派遣労働者の守秘義務を担保するため、派遣労働者から様式第5号による誓約書提出を受け、原本を発注者に提出する。
- 3 受注者は、前項の誓約書を提出しない労働者を発注者に派遣することができない。
- 4 第1項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、有効に存続する。

(個人情報の保護)

第11条 発注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(派遣労働者に係る個人情報の保護)

第12条 発注者は、法令の定めがある場合を除き、知り得た派遣労働者に関する情報を第三者に漏洩してはならない。

- 2 前項は本契約期間が満了した後も同様とする。

(円滑な業務推進体制の確保)

第13条 発注者は、派遣労働者に対して業務内容の説明を行うとともに、男女間及び年代による差別、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを行わないよう発注者の職員を指導するなど、業務が円滑に推進されるよう努力しなければならない。

- 2 発注者は、業務に必要な文房具等を準備し、必要に応じ派遣労働者に無償貸与する。
- 3 受注者は、派遣労働者の労務管理を適正に行うとともに、派遣労働者に対し、発注者の服務規程を遵守し、指揮命令に従い、業務に専念するよう指導する。
- 4 発注者は、本契約に基づく就業場所において、自らが利用する休憩室などの福利厚生施設及び設備を派遣労働者に対しても利用を認める。
- 5 派遣労働者は、就業場所などにおいて、自ら所有する物品等を紛失しないように努めるとともに、係る紛失について、発注者は責任を負わない。

(安全・衛生)

第14条 受注者は、派遣労働者が発注者の業務に関連し、労働災害及び通勤災害により被災した場合、労働基準法に規定する使用者の責任及び労働者災害補償保険法に規定する事業主の責任を負う。

- 2 発注者は、派遣労働者が労働災害により被災した場合には、遅滞なく受注者に連絡するとともに、労働関係法令に基づく関係書類を作成の上、受注者にその写しを提出する。
- 3 発注者は、前項により受注者が労働災害認定申請等の手続きを行う場合、必要な協力を行う。
- 4 発注者は、労働者派遣法の定めにより、労働基準法及び労働安全衛生法等の適用に関する特例等の定めに基づき、労働基準の確保及び安全衛生の確保に努める。

(就労時間の確認)

第 15 条 発注者は、受注者が作成する任意の様式による勤務状況を確認するための書類（以下「勤務状況確認書」という。）により、派遣労働者の出勤並びに退庁時間を確認する。

(労働基準法及び最低賃金法の遵守)

第 16 条 受注者は、派遣労働者に対する賃金の額の決定及び支払いについて、最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の額を給付するとともに、労働基準法を遵守しなければならない。

(業務料の請求及び支払い)

第 17 条 発注者は、頭書記載の単価（消費税の額及び地方特別消費税の額を含む。）に勤務状況確認書で確認した延べ時間数を乗じた額を業務料として受注者に支払う。

2 延べ時間数の計算によって生じた、15 分未満の端数は切り捨てる。

3 総額計算の結果生じた、1 円未満の端数は切り捨てる。

4 業務料の請求及び支払いは月単位とする。

5 発注者は、第 3 条第 2 項に規定する時間外労働を命じた場合、時間外労働分は、頭書記載の単価に次に定める割増率を割り増しした額を支払うこととする。なお、算出方法は第 2 項及び第 3 項を準用する。

一 祝日以外の月曜日から金曜日までの午前 4 時 45 分から午前 8 時 45 分まで及び午後 4 時 45 分から午後 9 時 45 分までは 25%、同午後 9 時 45 分から午前 4 時 45 分までは 50%

二 土曜日、日曜日及び祝日の午前 4 時 45 分から午後 9 時 45 分までは 35%、同午後 9 時 45 分から午前 4 時 45 分までは 60%

(支払いの時期)

第 18 条 受注者は、前条により算出した業務料に係る請求書を月単位に作成し、翌月 15 日までに発注者に提出する。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求書を受理したときは、受理した日の属する月の末日まで（以下、この期間を「約定期間」という。）に業務料を受注者に支払わなければならない。ただし、発注者が請求書の不備又は不適法を理由に受注者に返送した場合、是正後の請求書を発注者が該当月の 15 日までに受理した場合を除き、受理日から起算して 30 日間を約定期間とする。

(遅延利息)

第 19 条 受注者は、発注者が約定期間内に代金を支払わないときは、発注者に対し遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数 1 日につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が百円未満であるときは、発注者は前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また、百円未満の端数については、切り捨てるものとする。

- 3 前項の場合において、支払遅延が天災その他やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(損害賠償)

第 20 条 発注者及び受注者は、故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

- 2 受注者は、派遣労働者が故意又は重大な過失により、発注者に対して損害を与えた場合、発注者に対しその損害を賠償する。ただし、発注者の業務上の指示の誤り等、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- 3 発注者及び受注者は、損害発生を確認した場合、電話等により直ちに相手方に連絡し、速やかに書面により通知する。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第 21 条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 22 条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第 23 条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中断することができる。この場合において、業務料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において

- 「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
- ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

(発注者の自己都合による契約の解除)

- 第25条 発注者は、自己の都合により契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合は、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に解除の申し入れを行い、受注者の合意を得るものとする。
- 2 前項に基づき契約が解除される場合、発注者は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。なお、発注者は、新たな就業機会の確保ができない時には、少なくとも受注者に生じる休業手当等の損害を、次のとおり受注者に補償しなければならない。

- (1) 休業の場合は、派遣期間の派遣労働者平均賃金の 60%以上の額
  - (2) 解雇の場合は、30 日分（予告期間が 30 日未満の場合は、30 日に不足する日数分）以上の賃金相当額
- 3 前項の場合、受注者は賃金相当額を合理的な根拠を持って発注者に通知するものとする。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第 26 条 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
  - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（前条以外の契約の解除）

第 27 条 発注者又は受注者は、相手方が本契約に違反し、又は明らかに違反する恐れがあると認めたときは、将来に向かって本契約を解除することができる。



2 発注者は、次の各号の一に該当するときは、将来に向かって本契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を被っても、発注者はその責を負わないものとする。

- 一 受注者が労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を取り消されたとき
- 二 受注者が破産の宣告を受けたとき

(履行不能の場合の措置)

第 28 条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

(疑義についての協議)

第 29 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限る、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、受注者から必要な報告を徴し、又は実地検査により確認することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。